

地方自治体が定めた色彩 ガイドラインに沿った色彩計画

～湘南と多摩ニュータウンの比較～

Color Scheme Planning complying with Color Scheme Guidelines legislated by each Local Government based on “The Landscape Law”
～ Example in Shonan Area and Tama New Town ～



CD 研究所
第1研究部
石原麻子
Asako
Ishihara



CD 研究所
第1研究部
桂川有加
Yuka
Katsuragawa

1. はじめに

かつて『日本は美しい国』と言われていた。しかし、現在は法令により守られている場所を除き、美しいと感じる景観が減ってきているように思われる。その理由の1つは、それまで地域に根付いた地場の材料で建てられていた建築物が、高度成長期に「質より量」を重視し、作業性と経済性に富んだ画一的で工業製品化された材料で建てられるようになったことがあげられる。また、近年ではインターネットや雑誌などから多くの情報が入ることから、建築物のデザインや建材にも流行が取り入れられるようになり、風土に根付いた建築物が少なくなったこともある。

平成17年に美しい日本の国土形成のための法律「景観法」が施行された。景観法は全国の指定都市、中核市またはそれ以外の市町村が、各々の地域の特性に適した景観計画を策定して施行される。現在、景観計画を策定している自治体は全国で296団体になる（平成23年5月1日時点）。景観計画は各々の自治体の地域性、歴史、風土などを考慮して内容が決められていく。歴史的な街並みを有するのであれば街並みの保全に重点を置いた内容になり、観光地であれば観光資源の保全とより魅力をあげるような内容となる。このように地域に特長のある自治体では景観計画の方向性を定めやすいが、一般的な自治体では地域性を軸に景観計画を定めている事例が多い。

景観計画の内容は自治体によって異なるが、規制の強弱はあるものの色彩基準を設けているところが多く、臨海部や山間部、都市部などそれぞれの環境特性に適した色彩基準を設定している。

本報では、神奈川県湘南海岸沿岸に位置する大規模A団地と東京都の丘陵地である多摩ニュータウンに位置する大規模B団地という2つの集合住宅を事例に、地域性を反映した色彩基準の内容とその基準の範囲内で実施した色彩計画を紹介する。臨海部と丘陵地では色彩基準に於ける基調色の範囲が異なるため、それぞれの特徴を生かす色彩計画を行った。

2. 湘南：A団地の色彩計画

2.1 A団地概要

位置：神奈川県藤沢市

管理開始：1964年

総棟数：31棟（全5階建て）

総戸数：1311戸（賃貸）、管理棟1棟

規制：第四号湘南海岸風致地区

A団地は、神奈川県藤沢市に位置し、昭和39年に管理開始された築47年の大規模団地である。今回の色彩計画の対象は6街区～13街区の賃貸棟であるが、隣接する敷地には1街区～5街区までの分譲棟がある。

周辺には徒歩5分の場所に湘南海岸があり、大きな海浜公園も隣接している。また、市営住宅などの団地が周辺に数多く建ち並んでいる。最寄り駅であるJR辻堂駅北口では広大な工場跡地が新たな都市拠点『湘南C-X（シークロス）』として開発されており、今後の辻堂のまちづくりに大きな影響を与えようである。このような立地から、築年数が古いにも関わらず若い世代の入居者が多いのが特徴である。

2.2 藤沢市の色彩基準

A団地が位置する地域は藤沢市景観計画の適用範囲には入っていない。しかし、藤沢市が定める風致地区〔第四号湘南海岸風致地区〕に指定されている。そのため、風致地区の色彩基準に沿った色彩計画を行った。一方、現在開発中の『湘南C-X』は藤沢市景観計画で特別景観形成地区に位置づけられている。複合都市として、居住ゾーンを含め、産業ゾーン、医療ゾーンなど様々な街区で構成され、ゾーンごとに色彩基準が定められている。居住ゾーンでは上限を白の明度10に、下限を6.0としている。

さらに、居住空間として安らぎや落ち着きを感じられるアースカラー系の色彩を用いることと指示されている。A団地の色彩計画を行うにあたり、辻堂のまちづくりに大きな影響を与える『湘南C-X』の居住ゾーンの色彩基準も考慮した。

さらに、関東圏で臨海部に色彩基準を設けている東京都の景観色彩ガイドラインを調べた。東京都では『臨海景観基本軸』が設けられ、外壁基調色の明度は6.0～9.5まで使える。同じく「河川系景観基本軸」も同様であり、水辺景観の基調色の明度基準は高明度色になる傾向があると考えられる。対して、緑地系は明度8.5未満と白は使えない。東京都では明度9.5までだが、先述した藤沢市の色彩基準は明度10の完全な白が基調色で使えることがわかった。

下記に、風致地区の色彩基準を抜粋して記述する。

●風致地区〔第四号湘南海岸風致地区〕色彩基準

- ・外壁の色彩は周囲の景観から突出したものでないものとし、彩度の高いものは避ける。
- ・別票に定めたマンセル色票系を用いた色彩基準の範囲内とする(図1)。

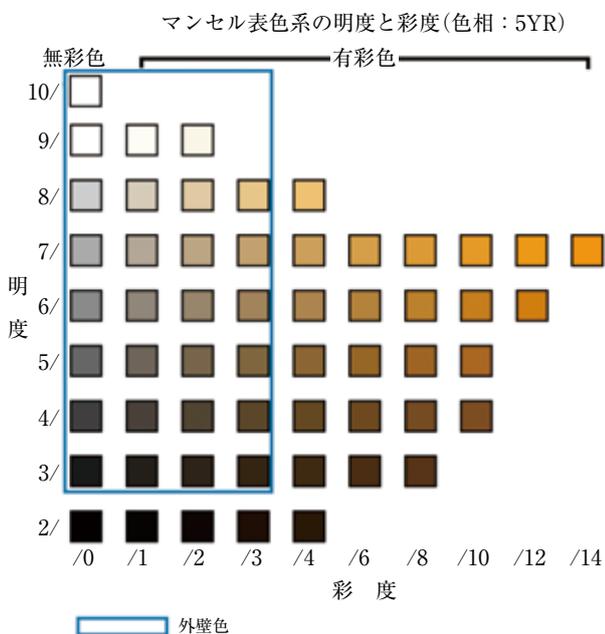


図1 藤沢市風致地区第四号の色彩基準例

2.3 A団地の現状色

A団地の敷地内には南国の植物が植栽されており、湘南の海を表現している。改修前の外壁現状色は、ベーシックな色合いでクリーム色の基調色にベージュオレンジやブラウンのアクセントが使われている(写真1)。建物の南側外観のデザインが街区ごとに異なり特徴づけている。海側にある8街区のサンルームの1階から5階まで縦に連なる壁と横に連なるバルコニー壁の見え方が、A団地ならではの雰囲気を作り上げている(写真2)。

2.4 A団地のカラースキム

色彩計画を行うにあたり最も考慮した点は、【湘南 辻堂らしさ】を感じさせる配色デザインにすることである。そ



写真1 改修前外壁(A団地)



写真2 海側8街区の外観(A団地)

ここで、コンセプトを【空と緑と海風に映える魅力ある新たな街並みの形成】とし、景観計画にもあるように白系やブルー系を用いて海や空など爽やかな印象を感じさせる色彩計画を行った(図2、写真3)。外壁基調色は明るく軽快さを感じさせる明度9.0の白、アクセントのブルーは玄関ドアや妻壁の号棟表示ロゴに使用した(写真4)。補助色として外壁にライトベージュを配色し、住居としての親しみや安らぎ感を表現した(写真5)。特徴的な外観の8街区には、基調色の白に対して補助色にはダークブラウンを配色し、より外観を際立たせた(写真6)。

白	基調色	N90 N9.0	●外壁 ●軒裏、庇裏 ●雨樋 ●バルコニー手すり ●階段室壁 ●パーテーション
ベージュ系	アクセント	19-70F 10YR 7/3	●外壁
ブラウン系	アクセント	19-30B 10YR 3/1	●外壁 ●パラペット ●窓庇

図2 色彩計画カラースキム(A団地)



写真3 改修後外観 (A団地)



写真5 改修後外観 (A団地)



写真4 改修後号棟表示ロゴ (A団地)



写真6 海側8街区改修後外観 (A団地)

海側から見える辻堂の街並みの中において、空と緑の中で引き立ち、新しいイメージを感じさせつつ、湘南の雰囲気と調和するものとした。

る緑に囲まれた中層棟と、戸建住宅街に隣接するタウンハウス型住宅に分かれている点である。バス通りを挟んで向かいの敷地には同じ形状の賃貸棟が並んでおり、こちらも緑豊かな敷地の中に建っている。

3. 多摩ニュータウン：B団地の色彩計画

3.1 B団地の概要

位置：東京都多摩市

管理開始：1984年

総棟数：中層棟13棟、タウンハウス17棟、管理棟1棟

総戸数：240戸数(分譲)

景観法による色彩規制：東京都景観色彩ガイドライン「丘陵地景観基本軸」

B団地は多摩ニュータウンにあり、京王永山駅から徒歩25分の山あい位置している。小高い山を駅からバス通りが貫き、山の地形をいかした形で団地群が並んでいる。B団地はその小高い山の上に位置している。

団地全体が高台に位置しているため、日当たりがよく、東には聖ヶ丘緑地が広がる緑豊かな環境となっている。山の地形に沿った形で団地が開発されているため、周辺の緑との調和がまちづくりのポイントとなる地域である。

B団地の建物特性はバス通りから見えるように建ってい

3.2 東京都多摩市の色彩基準

東京都景観色彩ガイドラインによると、多摩ニュータウンは「丘陵地景観基本軸」に該当する。丘陵地の山裾からおおむね500mまでにある高さ10m以上の建物すべてがこのガイドラインの対象となる。

下記に東京都景観色彩ガイドライン「丘陵地景観基本軸」の色彩基準を抜粋して記述する(図3)。

●色彩景観の現況

- ・丘陵を背景とした谷戸地に、戸建て住宅や集合住宅など建築物が立地している。
- ・色彩についてはおおむね穏やかな色調を基本としており、明るさや鮮やかさを抑えた屋根の色彩が自然と融和する景観を作り出している。

●景観形成の方針

- ・丘陵地の緑の景観を保全し、東京の骨格的な景観を形成
- ・丘陵地の緑に続く、緑豊かな市街地の景観を形成

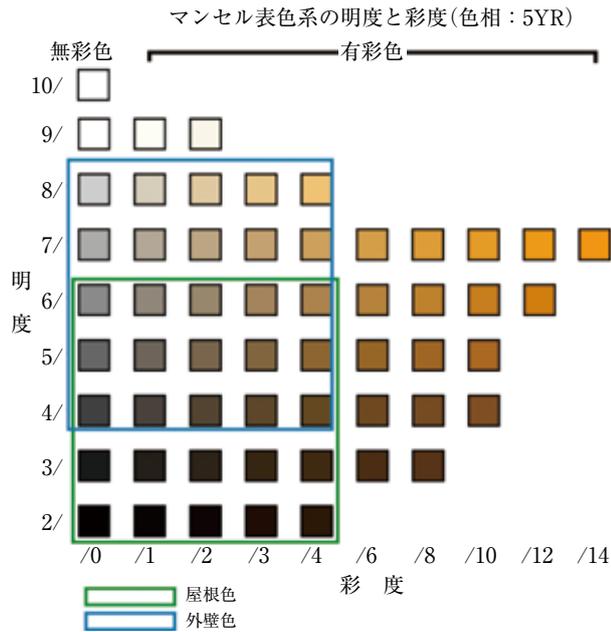


図3 東京都丘陵地景観基本軸の色彩基準例



写真7-1 改修前外観(B団地)



写真7-2 タウンハウス型改修前外観(B団地)

- ・丘陵地の特性や歴史的・文化的資源を生かした景観の形成
- ・地域まちづくりと連携した景観の形成

●景観形成の考え方

- ・背景や前景となる丘陵の緑にとけ込み、周囲の街並みに違和感なく調和する低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とする。
- ・自然の緑との対比が極端に強い明るい色調は避けることとする。
- ・屋根の色彩は周囲の自然や街並みから突出しないよう、明度や彩度を抑えた色彩を用いる。

3.3 B団地の現状色

中層棟の外壁色は高明度、低彩度のオフホワイト色、タウンハウスの外壁色は高明度、低彩度のクリーム色1色で塗られている。いずれも、景観色彩ガイドラインの基調色の上限である明度 8.5 を超える色が塗装されていた。

また、彩度は 1.0 以下と色みをほとんど感じない色となっている。屋根は中層棟、タウンハウス型共にダークブラウンでまとめられており、明度、彩度共に基準内の色であった(写真7-1、7-2)。

3.4 B団地のカラースキム

色彩ガイドラインの基準により外壁色は明度 8.0 以下の色を選出した。

今回の塗替えは分譲棟であるため、管理組合より「現状とあまりイメージを変えない方向で塗り替えたい」という要望があった。そのため、色相イメージは変えない方向で提案を行った(図4)。

中層棟	外壁基本色	屋根	色彩規制有り
日塗工No.	19-70C	19-40B	
タウンハウス	外壁基本色	屋根	色彩規制無し
日塗工No.	17-80D	09-40L	

図4 色彩計画カラースキム(B団地)

塗替え前は周辺の樹木から高明度のオフホワイト外壁色が目立っていたため、コンセプトは「周辺の樹木に馴染む、落ち着いたある住空間」とした。B団地は樹木に囲まれているため、建物の雰囲気が暗くなりすぎないように明度の選定に留意し、明度 7.0、彩度は穏やかに色味を感じる 2.0 を提案した(写真8)。また、建物形状が複雑になっているため、1色仕上げで周辺にとけこむ様にした。タウンハウスは、中層棟に比べ低層であるため、色彩の規制の対象にはならない。そこで、中層棟より明るい外壁色と形状に合わせたオレンジ屋根を提案し、多摩ニュータウンの目指している南欧風のまちづくりを考慮した(写真9)。



写真8 改修後外観 (B団地)



写真9 タウンハウス型改修後外観 (B団地)

4. 2つの色彩計画の比較

A団地とB団地の基調色における色彩基準の大きな違いは【明度】の基準である(図5)。先述したように、海に近い場所の外壁基調色は白を含む高明度色、緑豊かな山間部や丘陵地域は逆に白過ぎる色は避けるといった傾向が見られる。今回の事例も海に近いA団地の明度の上限は【明度 10】と真っ白の高明度色が使用可能であるが、B団地が位置する丘陵地の明度の上限は【明度 8.5 未満】であり、白は使えずクリーム色やライトベージュが限度となっている。臨海風景を構成する要素は、鮮やかで力強い海の色(マリンブルー)、明るく高彩度の空の色(スカイブルー)、雲(白)、色鮮やかな花々や濃い緑の植物などが上げられる。これらの色の組合せはコントラストの強い配色となるため、その環境に置かれる色も曖昧な色味より同じようにコントラストの強い色が合う。実際にA団地の敷地の植栽は、ソテツや松など葉が深い緑色をした常緑樹や針葉樹そして色鮮やかな花が植えられている(写真10)。そのため、建物の基調色であるホワイトがそれらの緑を引き立て、湘南らしいアクティブな印象を強調することができた。

対して、丘陵地や山間部など樹木が多い風景の構成要素

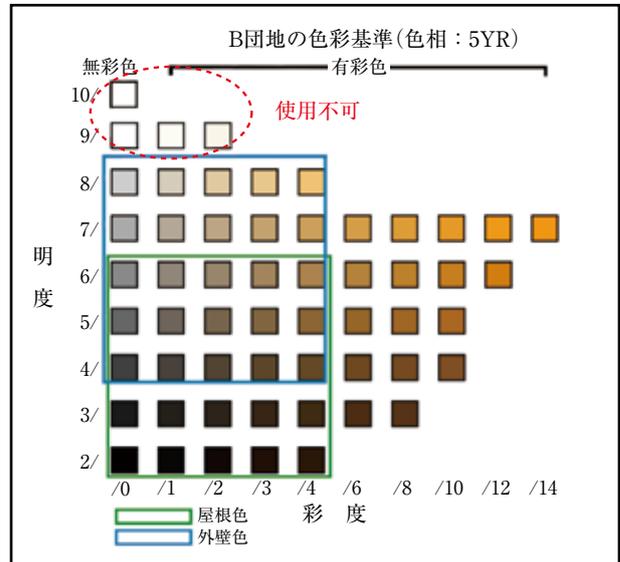
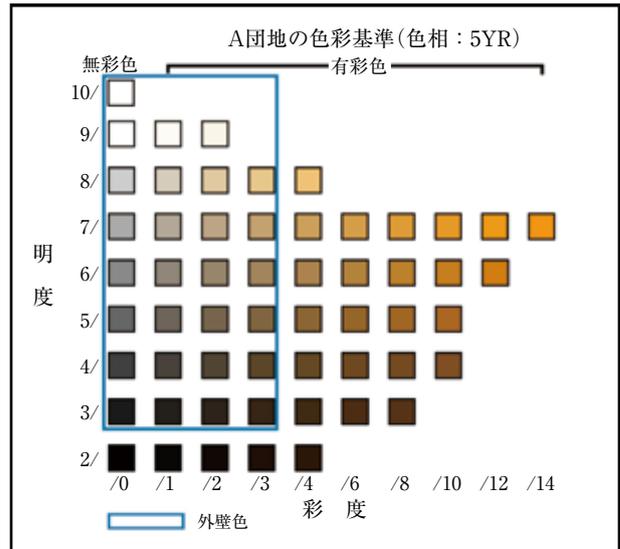


図5 A団地・B団地の色彩基準比較



写真10 A団地の植栽

は、落葉樹の若々しい黄緑系のリーフグリーンをはじめ、様々なグラデーションとなる緑である(写真11)。さらに、土の色であるブラウンやベージュにつながり、全体が穏やかなコントラストで構成されている。そのため、建物の基調色に白やオフホワイトが来ると樹木とのコントラストが強すぎて建物が強調されすぎる傾向がある。実際に、B団地では改修後の色の方が周囲の緑にとけ込み、自然と調和していた。

以上のことから、高明度の白が臨海部では明るく開放的な雰囲気強調することから基準範囲に含まれ、山間部や丘陵地では豊かな緑になじまないことから範囲外になる。つまり、その地域の自然環境の良さを引き立たせるための配慮をおこなった結果であることが分かった。



写真11 B団地の植栽

5. おわりに

美しい景観形成は色彩だけではなく素材や形状など複合的に影響しあって実現するものであるという考えから、色彩ガイドラインによるコントロールに異議を唱える声も聞くが、今回、海側と丘陵地という2つの異なる特性を持つ地域の集合住宅の改修色彩計画を通して、それぞれの地域性を考慮して定められた色彩基準は実際に美しい景観づくりに有効であることを確認した。日本は建物の形状も使う素材も異なることが多いため、あえて色彩に基準を設けることで、自治体が目指す街並みに誘導する一定の効果が期待できると考える。

本報では地域特性が明確な環境での比較だが、地域特性に特長がない地域もある。これまでの日本のまちづくりの多くは、古いものを切り捨て新しいものを取り入れる傾向が見られるが、その結果まちの個性が失われた。景観法は目的に『美しく風格のある国土の形成、潤いある豊かな生活環境の創造および個性的で活力ある地域社会の実現』を上げている。美しい景観を取り戻し、地域の個性を明確にすることを考えたとき、指針となるのはその土地の根本にある歴史・風土である。自分たちが住む土地の歴史・風土を各々が知り、それを活かしたまちづくりをしようという価値観が生まれた時、確かな方向性を持って、『美しい国土の形成』が実現するのだと思う。